

送迎・安全徹底マニュアル

1. 送迎時のチェック項目

学校時のお迎え時

- ・送迎表と照らし合わせて、人数は正確か。

野外活動から乗車時

- ・子どもの人数は合っているか
- ・点呼をしたか

送迎終了時

- ・車内に子どもはいないか
- ・忘れ物はないか
- ・窓の閉め忘れはないか
- ・ルームランプは消したか
- ・ヘッドライトは消したか

2. 送迎体制

- ・全職員が共通認識を持って取り組むこと

- ・子どもの安全・確実な送迎の為の安全管理を徹底する体制を作る。

※管理者・送迎担当者自ら体制を定期的に確認し、特に年度初めや職員の移動がある場合には必ず確認する。

①安全体制の体制づくり

- ・出席を行う時間、記録や共有方法等のルールを定める。
- ・必要に応じて運転手の他に職員が同乗する体制を整える。
- ・マニュアル等を送迎車内、又は全職員が分かる場所に設置する。

②保護者との連絡体制の確保

- ・欠席等の理由により送迎車を利用しない場合の施設への連絡の時間や方法等のルールを保護者に伝える。
- ・施設の送迎マニュアルを保護者と共有する。

③管理者・送迎担当者の責務

- ・管理者、送迎担当者は現場の責任者として、高い意識を持って、子どもの命を守るための安全管理に取りくむ。

・管理者、送迎担当者は職員相互の協力体制を築き、職員とともに安全管理に取り組む。

3. 送迎業務モデル

1) 登所時

ア. 事前準備

- ・運転手は車両の点検（タイヤの状態、ライト・ランプの動作確認等）をする。
- ・送迎担当者は当日の出席を確認し、乗車名簿に反映させる。
同乗職員、管理者、送迎担当者、その他職員と共有する。
- ・送迎担当者は乗車名簿を運転手・同乗職員・管理者・その他職員と共有する。
- ・同乗職員は緊急連絡用の携帯電話等を携帯しているか乗車前に確認する。

イ. 乗車時（利用者が所定の場所で順次乗車）

- ・同乗職員は利用者の顔を見て点呼などを行い、乗車を確認する。
- ・同乗職員は送迎場所に乗車すべき子どもがいない場合や乗車しないはずの子どもがいる場合などは、速やかに管理者もしくは送迎担当者に連絡する。
→連絡を受けた管理者・送迎担当者は保護者に速やかに連絡して確認する。
- ・運転手は乗車した利用者のシートベルト装着を確認してから発車する。

ウ. 降車時（施設に到着。利用者が一斉に降車）

- ・同乗職員は利用者の顔を見て点呼等を行い、降車を確認する。
- ・運転手は見落としがないか車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かげなども含め一列ずつ社内全体を見回り、確認する。

2) 降所時

ア. 事前準備～乗車時（利用者が一斉に乗車）

- ・送迎担当者は当日の出血を反映させた乗車名簿を・運転手・同乗職員・管理者・その他職員と共有する。
- ・同乗職員は緊急連絡用の携帯電話等を携帯しているか乗車前に確認する。
- ・同乗職員は利用者の顔を見て点呼等を行い、乗車を確認する。

イ. 降車時（利用者が所定の場所で順次降車）

- ・同乗職員は利用者の顔を見て点呼等を行い、保護者取り決めの場所で利用者を保護者又はそれに準ずるものに引き渡したことを確認する。

※保護者不在時に自宅に送迎する場合、事前に保護者との取り決めがあった場合のみ送迎を行う。その際には入室・施錠を確認する。

- ・運転手は降車した子供の安全を確認してから発車する。

ウ. 降車後（利用者が全員降車後）

- ・運転手は見落としかがないか車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かげなども含め一列ずつ社内全体を見回り、確認する。
 - ⇒ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認する。
- ・車内清掃・点呼等を行う者は見落としかないか最終確認をする。

4. ヒヤリ・ハットの共有

- ・ヒヤリ・ハット事例に気づいた職員はすぐに管理者に報告する。
- ・ヒヤリ・ハット事例について職員間で共有する機会を設けるとともに、日ごろから報告しやすい雰囲気づくりを行う。
- ・報告があったヒヤリ・ハット事例を踏まえ、再発防止策を講じる。

5. 利用者たちへの支援

- ・職員が万全の対応することで利用者を絶対に見落とさないことが重要であり、万が一車内に取り残された場合の危険性を利用者に伝えるとともに、緊急時には外部に助けを求めるとともに行動がとれるよう、利用者の発達に応じた支援を行う。

6. 災害時における送迎について

- ・利用者が学校にいる間（通学バス等乗車中も含む）に停電等を含む災害が起こった場合、送迎は行わない。
 - ・利用者が施設にいる間に停電等を含む災害が起こった場合、渋滞や二次災害を想定し一切の送迎を中止する。
 - ⇒ 緊急連絡先へ連絡し、保護者にお迎えに来ていただく。
 - 送迎中に災害が起こった場合は、自宅が施設の近い方へ移動する。

7. 置き去り防止装置について

- ・令和6年4月から保育園や幼稚園などの送迎バス置き去り防止安全装置の設置が義務化されることとなり（通所を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除くすべての自動車も含む）愛音キッズクラブの送迎車にも置き去り防止安全装置を行った。（セレナ・ポクシー）
 - ・送迎車のエンジンを切った後、車内に取り残された子供がいかないかを確認し、ブザーを停止する。